

平成30年度

# 事業概要



郡山市食肉衛生検査所



# 目 次

## I 検査所の概要

1	郡山市の概要	1
2	郡山市食肉衛生検査所案内図	1
3	検査所の概要	2
4	組織機構	2
5	食肉衛生検査所事務分掌	3
6	特殊勤務手当	3
7	と畜検査手数料	4
8	食鳥検査手数料	5
9	年度別歳入・歳出状況	6
10	使用検査機器一覧	7

## II 検査業務の概要

1	と畜検査業務の概要	9
2	と畜検査頭数	10
3	と畜検査結果頭数	11
4	精密検査業務の概要	16
5	精密検査実施状況	18

## III 衛生指導業務の概要

1	と畜場の衛生管理体制の整備	22
2	と畜場の従事者への衛生教育	24
3	情報還元事業	24
4	普及活動	24

## IV 食鳥処理事業の概要

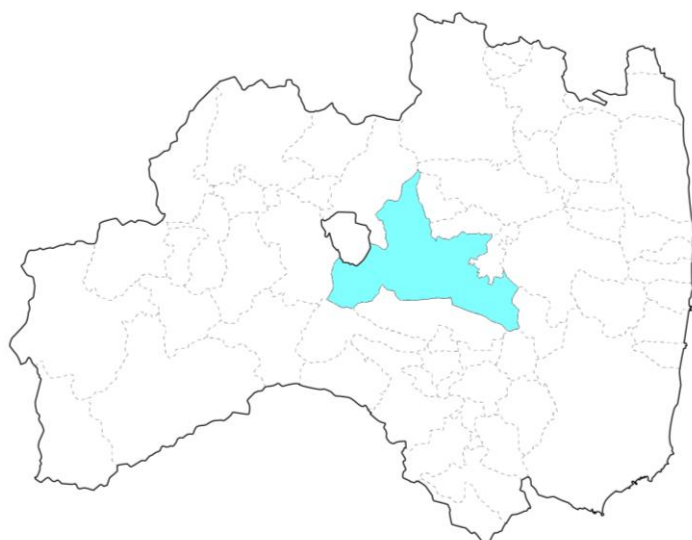
1	認定小規模食鳥処理場の確認状況	25
---	-----------------	----

## V 調査研究事業

1	研修・会議等への参加状況	26
2	調査研究発表状況	26

# I 検査所の概要

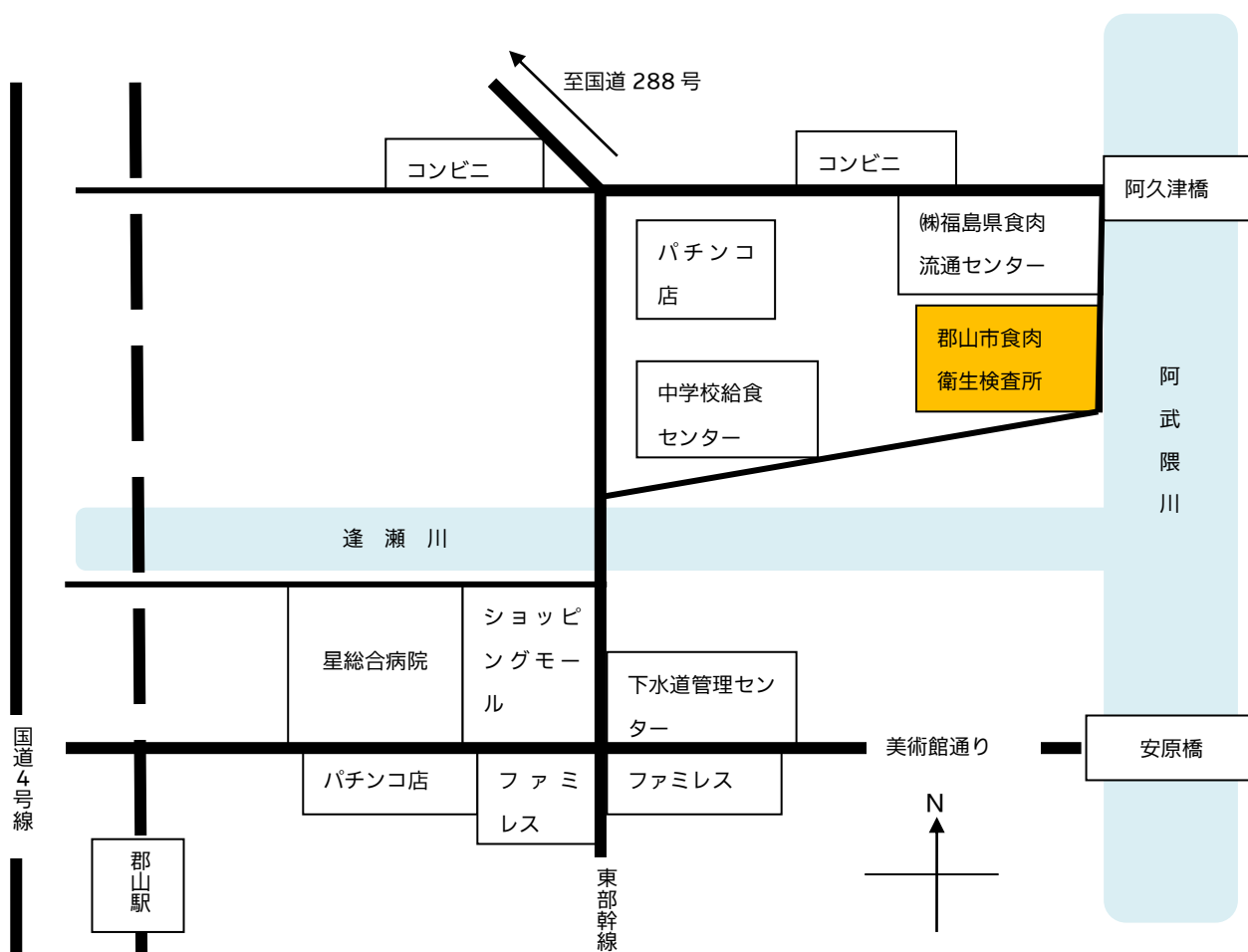
## 1 郡山市の概要



面積 757.20 (km<sup>2</sup>)  
 人口 332,109 (人)  
 世帯数 142,612 (世帯)  
 令和元年 7月 1日現在

市の花 ハナカツミ  
 市の木 ヤマザクラ  
 市の鳥 カッコウ

## 2 郡山市食肉衛生検査所案内図



### 交通機関

東北新幹線・東北本線 JR 郡山駅下車 徒歩約 30 分  
 磐越自動車道 郡山東 IC より車で約 15 分  
 東北自動車道 郡山 IC より車で約 30 分

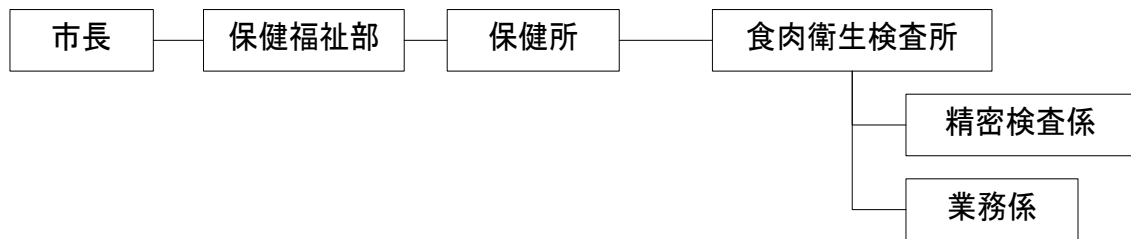
### 3 検査所の概要

昭和 55 年 4 月 1 日 福島県食肉衛生検査所発足  
 平成 9 年 4 月 1 日 郡山市の中核市指定に伴い、福島県から郡山市に移管

- (1)名称 郡山市食肉衛生検査所  
 (2)所在地 福島県郡山市富久山町久保田字古坦 95-2  
 TEL:024-943-5022 FAX:024-943-3737  
 (3)敷地面積 2,430.35m<sup>2</sup>  
 (4)事務所棟 鉄筋コンクリート造 2階建 568.20m<sup>2</sup>  
 1階 274.20m<sup>2</sup>  
 2階 276.00m<sup>2</sup>  
 塔屋 18.00m<sup>2</sup>  
 車庫・倉庫・実験動物棟 鉄骨造 平屋建 44.00m<sup>2</sup>

### 4 組織機構

#### (1) 機構



#### (2)職員構成

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

職種	所長	次長	主任技査	精密検査係	業務係	その他	合計
所長 (技術吏員)	1						1
次長 (技術吏員)		1					1
主任技査 (技術吏員)			1				1
係長 (技術吏員)				(1) ※1	(1) ※2		0
主任 (技術吏員)					1		1
主査 (事務吏員)				1			1
技査 (技術吏員)				3	4		7
獣医技師 (技術吏員)				1	3		4
小計	1	1	1	5	8		16
臨時職員						4	4
職員総数	1	1	1	5	8	4	20

※1 次長兼務のため累計から除外

※2 所長兼務のため累計から除外

## 5 食肉衛生検査所事務分掌

郡山市保健所設置条例施行規則（抜粋）別表（第14条関係）

- ア と畜検査業務に必要な獣疫検査に関すること。
- イ と畜検査統計に関すること。
- ウ 食鳥処理事業に関すること。
- エ と畜場及びと畜業者並びに食鳥処理場及び食鳥処理業者の衛生措置に関すること。
- オ と畜業者及び食鳥処理業者の衛生教育に関すること。
- カ と畜場内及び食鳥処理場内の食肉衛生に関すること。
- キ と畜検査に係る一般検査に関すること。
- ク 検査所の予算、決算その他の庶務に関すること。

## 6 特殊勤務手当

郡山市職員の特種勤務手当に関する条例（抜粋）別表（第2条関係）

手当名	支給範囲	支給額
食肉衛生検査所勤務職員の手当	食肉衛生検査所に勤務する職員	勤務1月につき6,000円
	と畜の解体検査に従事した職員	勤務1日につき1,200円
感染症予防作業等従事職員の手当	保健所及び食肉衛生検査所に勤務する職員で病理試験又は細菌検査の業務に従事したもの	勤務1日につき600円

\* 1日について4時間に満たない場合は別表に定める額の100分の60に相当する額の手当を支給する。（第4条関係）

## 7 と畜検査手数料

### 郡山市と畜場法施行条例（抜粋）（第 1 条、第 3 条関係）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、と畜場法施行令（昭和 28 年政令第 216 号。以下「政令」という。）第 1 条第 11 号の規定に基づく基準並びにと畜場法（昭和 28 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 4 条第 2 項及び第 14 条第 1 項から第 4 項までに規定する事務につき徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

（手数料）

第 3 条 法第 4 条第 2 項の規定による許可又は第 14 条第 1 項から第 4 項までの規定による検査（以下「許可等」という。）の手数料は、次の表の左欄に掲げる許可等の区分に応じ、同表右欄に定めるとおりとする。

許可等の区分	手数料の名称	単位	金額	
法第 4 条第 2 項の規定に基づく一般と畜場の設置の許可	一般と畜場設置許可申請手数料	1 件	22,000 円	
法第 4 条第 2 項の規定に基づく簡易と畜場の設置の許可	簡易と畜場設置許可申請手数料	1 件	10,000 円	
法第 14 条第 1 項から第 4 項までの規定に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査	と畜検査 手数料	1 歳以上の牛及び馬	1 頭	1,000 円
		1 歳未満の牛及び馬	1 頭	600 円
		豚	1 頭	380 円
		めん羊及び山羊	1 頭	200 円

## 8 食鳥処理関係手数料

### 郡山市手数料条例（抜粋）（第 1 条、第 2 条関係）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定に基づき特定の者のためにする事務につき徴収する手数料に関し、法令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

（手数料を徴収する事務、手数料の金額等）

第 2 条 手数料を徴収する事務、手数料の金額等は、別表第 1 から別表第 3 までに定めるとおりとする。

#### 別表第 1（第 2 条、第 3 条、第 8 条関係）

手数料を徴収する事務	名称	単位	金額
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 3 条の規定に基づく食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査	食鳥処理事業許可申請手数料	1 件	19,000 円
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料	1 件	10,000 円
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 15 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく食鳥検査	食鳥検査手数料	1 羽	4 円
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 16 条第 1 項の規定に基づく確認規定の認定の申請に対する審査	確認規定認定申請手数料	1 件	5,500 円
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 16 条第 2 項の規定に基づく確認規定の変更の認定の申請に対する審査	確認規定変更認定申請手数料	1 件	2,300 円



## 9 年度別歳入・歳出状況

### 《歳入》

単位：円

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
と畜検査手数料	76,346,040	79,353,540	80,370,060
証明手数料	5,750	4,000	5,250
食鳥処理事業許可申請等手数料	0	0	0
合 計	76,351,790	79,357,540	80,375,310

### 《歳出》平成 28 年度から新公会計制度が適用となる。

歳出科目		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
管理事務費	9 旅費	436,160	285,230	454,020
	11 需用費	634,134	656,424	507,191
	12 役務費	13,024	20,124	13,021
	14 使用料及び賃借料	14,545	14,545	14,545
	27 公課費		8,200	
維持管理費	11 需用費	2,392,767	3,499,267	3,345,614
	12 役務費	189,773	191,927	212,892
	13 委託料	1,543,320	1,698,494	1,450,711
	14 使用料及び賃借料			138,240
改修費	15 工事請負費			3,072,600
事業費	4 共済費	815,649	874,570	888,527
	7 賃金	5,425,026	5,503,864	5,559,982
	11 需用費	12,143,604	10,369,464	10,043,159
	12 役務費	1,463,406	2,154,924	1,901,124
	13 委託料	2,533,905	2,504,335	2,549,720
	14 使用料及び賃借料	4,970,160	4,989,600	4,989,600
	18 備品購入品	4,925,880	3,845,448	1,744,586
	19 負担金補助及び交付金	75,700	75,700	77,400
合 計	37,577,053	36,692,116	36,962,932	

## 10 使用検査機器一覧

### (1) 細菌検査用

品 目	数量	品 目	数量
DNA増幅装置	1	ストマッカー	3
電気泳動パターン解析装置	1	電子天秤	1
電気泳動装置	3	ふ卵器	1
薬用保冷库	2	恒温水槽	1
冷凍庫	1	恒温振盪培養器	1
実体顕微鏡	1	乾熱滅菌器	1
実体顕微鏡用傾斜照明装置	1	安全キャビネット	1
生物顕微鏡	1	クリーンベンチ	1
CCDカラーカメラ	1	分注器	2
テレビモニター	1	低恒温バケツ	1
顕微鏡写真装置	1	遠心機	1

### (2) 病理検査用

品 目	数量	品 目	数量
密閉式自動固定包埋装置	1	デジタル一眼レフカメラ	1
パラフィン包埋ブロック作製装置	1	パラフィン伸展器	1
卓上型プッシュプル換気装置	1	卓上排気装置	1
滑走式マイクローム	1	組織固定用振盪器	1
クリオスタット	1	パラフィン溶融器	1
生物顕微鏡	1	血球計算機	1
落射蛍光顕微鏡	1	薬用冷蔵ショーケース	1
顕微鏡用デジタルカメラ	1	ふ卵器	1
写真撮影装置	1		

## (3) 理化学検査用

品 目	数量	品 目	数量
LC/MS/MSシステム	1	ホモジナイザー	1
高速液体クロマトグラフ	1	遠心機	2
ガスクロマトグラフ	1	ドラフトチャンバー	1
純水製造装置	1	冷蔵庫	1
分光光度計	1	pHメーター	2
減圧乾固システム	2	ふ卵器	1
ドライケム	1	ディープフリーザー	1
バキュームポンプ	2	超音波洗浄器	2
電子天秤	2	乾燥機	1
マグネチックスターラー	2	試験管ミキサー	3
振盪器	1		

## (4) TSE 検査用

品 目	数量	品 目	数量
安全キャビネット	1	アルミブロック恒温槽	2
マイクロプレートリーダー	2	マイクロプレートウォッシャー	2
インキュベーター	3	ポータブル天秤	2
冷凍冷蔵庫	1	オートクレーブ(135℃滅菌対応)	1
薬用冷蔵ショーケース	1	多検体細胞破碎機	2
分注器	6	高速遠心機	2

## (5) その他共用

品 目	数量	品 目	数量
排水処理装置	1	ルミノメーター	1
洗浄器	1	プロジェクター	1
オートクレーブ	1	作業用無線機一式(子機10台)	1

## (6) 放射性物質スクリーニング検査用

品 目	数量	品 目	数量
食品放射能測定システム	2		

## Ⅱ 検査業務の概要

## 1 と畜検査業務の概要

### (1) と畜検査頭数

平成30年度の総検査頭数は、204,896頭（牛3,686頭、1歳未満の牛12頭、馬374頭、豚200,767頭、めん羊57頭）であった。総検査頭数は、前年度比101%であった。開場日数は、245日で、1日当たりの平均検査頭数は、牛15頭、馬1.5頭、豚819.5頭であった。

### (2) と畜検査の結果に基づく処分状況

#### ア とさつ禁止・全部廃棄状況

平成30年度は、とさつ禁止措置の発生はなかった。

全部廃棄頭数は、195頭（牛95頭、1歳未満の牛1頭、豚99頭）であり、昨年度280頭（牛89頭、1歳未満の牛1頭、豚190頭）と比較して69.6%に減少となり、総検査頭数に占める全部廃棄頭数の比率は0.095%であった。これを原因疾病別に見ると、牛では、高度の水腫51頭、牛白血病15頭、敗血症22頭、膿毒症1頭、尿毒症1頭、全身性腫瘍2頭、高度の黄疸3頭であった。1歳未満の牛では、高度の水腫1頭であった。豚では、敗血症37頭、全身性筋変性24頭、膿毒症31頭、尿毒症1頭、高度の水腫3頭、豚丹毒1頭、全身性腫瘍2頭であった。

#### イ 一部廃棄状況

一部廃棄実頭数は、73,091頭（各一部廃棄実頭数は牛1,906頭、1歳未満の牛6頭、馬14頭、豚71,159頭、めん羊6頭）であった。

牛における一部廃棄総件数は、3,136件であり、肝炎、肝斑状出血などの肝疾患が44.6%と最も多く、次いで大腸炎などの消化器疾患が37.7%であった。

豚における一部廃棄総件数は、88,950件であり、MPS、胸膜肺炎、肺膿瘍などの呼吸器疾患が31.3%と最も多く、次いで胃炎、小腸炎、大腸炎などの消化器疾患が29.1%、肝間質炎、肝包膜炎、肝炎などの肝疾患が18.5%であった。

## 2 と畜検査頭数

### (1) 年度別と畜検査頭数及び稼働日数

(単位：頭)

畜種 年度	牛			1歳未 満の牛	馬	豚	めん 羊	山羊	合計	稼働 日数
	肉用種	乳用種	計							
20	1,869	3,155	5,024	21	554	219,828	114	12	225,553	248
21	1,900	2,688	4,588	22	595	226,004	77	0	231,286	248
22	2,017	2,516	4,533	17	559	216,516	81	0	221,706	247
23	3,265	2,423	5,688	4	439	206,099	50	0	212,280	250
24	3,350	2,608	5,958	11	584	210,436	92	0	217,081	250
25	3,355	1,286	4,641	11	654	187,995	115	0	193,416	249
26	3,044	1,073	4,117	11	648	177,073	35	0	181,884	247
27	2,817	952	3,769	7	555	180,042	42	2	184,417	244
28	2,756	860	3,616	10	398	190,298	63	1	194,386	246
29	2,501	910	3,411	8	377	198,823	40	0	202,659	244
30	2,742	944	3,686	12	374	200,767	57	0	204,896	245

### (2) 平成 30 年度月別と畜検査頭数及び稼働日数

(単位：頭)

畜種 月	牛			1歳未 満の牛	馬	豚	めん羊	山羊	合計	稼働 日数
	肉用種	乳用種	計							
4月	258	75	333	1	38	16,716	5	0	17,093	21
5月	179	96	275	3	29	17,457	8	0	17,772	21
6月	179	91	270	2	32	15,686	4	0	15,994	20
7月	275	68	343	0	35	15,863	7	0	16,248	21
8月	230	70	300	0	38	16,145	5	0	16,488	21
9月	239	83	322	1	28	15,952	2	0	16,305	19
10月	240	69	309	2	27	18,869	11	0	19,218	22
11月	331	105	436	1	35	17,836	3	0	18,311	22
12月	237	81	318	0	39	16,912	3	0	17,272	20
1月	211	49	260	0	23	16,875	2	0	17,160	19
2月	166	79	245	1	23	15,950	5	0	16,224	19
3月	197	78	275	1	27	16,506	2	0	16,811	20
合計	2,742	944	3,686	12	374	200,767	57	0	204,896	245

(1) と畜場内とさつ頭数及び獣畜のとさつ解体禁止または廃棄したものの原因

と畜頭数	廃棄実頭数	細菌病								ウイルス・リケッチア病		原虫病		寄生虫病		その他の疾病										総数		
		炭疽	豚丹毒	サルモネラ症	結核病	ブルセラ病	破傷風	放線菌病	その他	豚コレラ	その他	トキソプラズマ症	その他	のう虫病	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	中毒諸症	炎症又は炎症産物による汚染	変性又は萎縮		その他	
牛	3,686	禁止	0	/	0	0	0	/	0	/	0	0	0	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	/	/	0	0	
		全部廃棄	95	/	0	0	0	0	0	/	15	0	0	0	0	0	1	22	1	3	51	2	0	0	0	0	0	95
		一部廃棄	1,906	/	/	0	0	/	2	/	0	/	0	/	0	/	/	/	0	62	2	/	1,195	472	542	2,275		
1歳未満の牛	12	禁止	0	/	0	0	0	/	0	/	0	0	0	/	0	0	0	0	0	0	0	0	/	/	0	0		
		全部廃棄	1	/	0	0	0	0	0	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
		一部廃棄	6	/	/	0	0	/	0	/	0	/	0	/	0	/	/	0	1	0	/	12	1	3	17			
馬	374	禁止	0	/	0	0	0	/	0	/	0	0	0	/	0	0	0	0	0	0	0	0	/	/	0	0		
		全部廃棄	0	/	0	0	0	0	0	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		一部廃棄	14	/	/	0	0	/	0	/	0	/	0	/	0	/	/	0	1	0	/	8	0	5	14			
豚	200,767	禁止	0	0	0	0	0	/	0	0	0	0	0	/	0	0	0	0	0	0	0	0	/	/	0	0		
		全部廃棄	99	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	37	1	0	3	2	0	0	24	0	99		
		一部廃棄	71,160	/	/	0	0	/	0	791	/	0	/	0	54	/	/	0	93	9	/	64,902	1,804	5,199	72,852			
めん羊	57	禁止	0	/	0	0	0	/	0	/	0	0	0	/	0	0	0	0	0	0	0	0	/	/	0	0		
		全部廃棄	0	/	0	0	0	0	0	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		一部廃棄	6	/	/	0	0	/	0	/	0	/	0	/	0	/	/	0	1	0	/	5	0	0	6			
山羊	0	禁止	0	/	0	0	0	/	0	/	0	0	0	/	0	0	0	0	0	0	0	0	/	/	0	0		
		全部廃棄	0	/	0	0	0	0	0	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		一部廃棄	0	/	/	0	0	/	0	/	0	/	0	/	0	/	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

## (2) とさつ禁止・全部廃棄頭数

( ) 内は病畜搬入を示す

畜種 月	牛		1歳未満 の牛		馬		豚		めん 羊	山羊	合計		とさつ 禁止
4月	9	(9)	-	-	-	-	9	(0)	-	-	18	(9)	-
5月	7	(6)	-	-	-	-	14	(0)	-	-	21	(6)	-
6月	6	(6)	-	-	-	-	4	(0)	-	-	10	(6)	-
7月	8	(6)	-	-	-	-	12	(0)	-	-	20	(6)	-
8月	11	(8)	-	-	-	-	4	(0)	-	-	15	(8)	-
9月	7	(7)	-	-	-	-	8	(0)	-	-	15	(7)	-
10月	10	(10)	-	-	-	-	9	(0)	-	-	19	(10)	-
11月	7	(7)	-	-	-	-	6	(0)	-	-	13	(7)	-
12月	10	(10)	-	-	-	-	4	(0)	-	-	14	(10)	-
1月	7	(6)	-	-	-	-	11	(1)	-	-	18	(7)	-
2月	5	(4)	1	(1)	-	-	8	(0)	-	-	14	(5)	-
3月	8	(6)	-	-	-	-	10	(0)	-	-	18	(6)	-
合計	95	(85)	1	(1)	-	-	99	(1)	-	-	195	(87)	-

## (3) 疾病別全部廃棄頭数

( ) 内は病畜搬入を示す

畜種 疾病名	牛		1歳未満 の牛		馬		豚		めん 羊	山羊	合計		とさつ 禁止
豚丹毒	-	-	-	-	-	-	1	(0)	-	-	1	(0)	-
牛白血病	15	(11)	-	-	-	-	-	-	-	-	15	(11)	-
膿毒症	1	(1)	-	-	-	-	31	(1)	-	-	32	(2)	-
敗血症	22	(21)	-	-	-	-	37	(0)	-	-	59	(21)	-
尿毒症	1	(0)	-	-	-	-	1	(0)	-	-	2	(0)	-
高度の 黄疸	3	(2)	-	-	-	-	-	-	-	-	3	(2)	-
高度の 水腫	51	(48)	1	(1)	-	-	3	(0)	-	-	55	(49)	-
全身性 腫瘍	2	(2)	-	-	-	-	2	(0)	-	-	4	(2)	-
全身性 筋変性	-	-	-	-	-	-	24	(0)	-	-	24	(0)	-
合計	95	(85)	1	(1)	-	-	99	(1)	-	-	195	(87)	-



## (4) 疾病別一部廃棄状況

	病類 / 畜種	牛	1歳未満の牛	馬	豚	めん羊	山羊
呼吸器系	肺炎	12	-	-	-	-	-
	肺膿瘍	10	-	-	1,887	-	-
	肺水腫	-	-	-	-	-	-
	肺気腫	-	-	-	-	-	-
	肺虫	-	-	-	-	-	-
	A P	-	-	-	3	-	-
	M P S	-	-	-	17,965	-	-
	胸膜肺炎	1	-	-	7,990	-	-
	胸膜膿瘍	-	-	-	1	-	-
	横隔膜炎	6	-	-	-	-	-
	横隔膜水腫	16	-	-	-	-	-
	横隔膜膿瘍	20	-	-	8	-	-
	合計	65	0	0	27,854	0	0
循環器系	心外膜炎	50	-	-	8,886	-	-
	心筋炎	4	-	-	36	-	-
	心冠部水腫	1	-	-	4	-	-
	リンパ節膿瘍	-	-	-	824	-	-
	合計	55	0	0	9,750	0	0
泌尿・生殖器系	腎炎	43	1	-	818	1	-
	腎嚢胞	2	-	-	3,544	-	-
	腎膿瘍	4	-	1	8	-	-
	腎結石	8	-	-	-	-	-
	腎周囲脂肪壊死	94	-	-	-	-	-
	腎腫瘍	1	-	-	-	-	-
	腎芽腫	1	-	-	1	-	-
	膀胱炎	3	-	-	27	-	-
	膀胱結石	-	-	-	7	-	-
	膀胱乳頭腫	1	-	-	-	-	-
	尿道炎	-	-	-	-	-	-
	妊娠子宮	5	-	-	15	-	-
	子宮炎	2	-	-	-	-	-
	子宮蓄膿	-	-	-	2	-	-
	産後子宮	2	-	-	-	-	-
	卵巣膿瘍	-	-	-	-	-	-
	卵巣腫瘍	-	-	-	-	-	-
	ミイラ変性	-	-	-	-	-	-
合計	166	1	1	4,422	1	0	

	病類 / 畜種	牛	1歳未満 の牛	馬	豚	めん羊	山羊
消化器系	舌腫瘍	-	-	-	-	-	-
	胃炎	-	-	1	2,237	-	-
	第一胃炎	104	1	-	-	-	-
	第二胃炎	108	1	-	-	-	-
	第三胃炎	106	1	-	-	-	-
	第四胃炎	107	1	-	-	-	-
	胃周囲脂肪壊死	44	-	-	-	-	-
	第一胃膿瘍	-	-	-	-	-	-
	第二胃膿瘍	-	-	-	-	-	-
	第三胃膿瘍	-	-	-	-	-	-
	第四胃膿瘍	1	-	-	-	-	-
	大腸炎	118	2	2	12,816	-	-
	直腸炎	3	-	1	-	-	-
	小腸炎	131	2	-	9,414	-	-
	腸気腫	-	-	-	105	-	-
	腸間膜脂肪壊死	318	-	-	-	-	-
	直腸脂肪壊死	137	-	-	-	-	-
	直腸膿瘍	-	-	-	-	-	-
	腸仮骨形成	-	-	-	30	-	-
	ヘルニア	-	-	-	292	-	-
	腹膜炎	3	-	-	722	-	-
	腹膜膿瘍	3	-	-	249	-	-
	肝炎	439	2	4	399	1	-
	肝包膜炎	59	-	-	4,499	-	-
	肝間質炎	-	-	-	9,910	2	-
	肝膿瘍	52	-	-	10	-	-
	肝富脈斑	202	-	-	-	-	-
	肝硬変	-	-	-	9	-	-
	退色肝	-	1	-	1,528	-	-
	鬱血肝	1	-	-	124	-	-
	鋸屑肝	137	-	-	-	-	-
	肝砂粒症	-	-	-	-	-	-
	胆管炎	2	-	-	-	-	-
	胆石症	1	-	-	-	-	-
	肝斑状出血	506	1	-	-	-	-
	にくずく肝	-	-	-	-	-	-
産褥肝	1	-	-	-	-	-	
肝腫瘍	-	-	1	1	-	-	
合計	2,583	12	9	42,345	3	0	

	病類 / 畜種	牛	1歳未満 の牛	馬	豚	めん羊	山羊
運動器系・皮膚	骨折	7	3	-	146	-	-
	脊椎膿瘍	-	-	-	45	-	-
	関節炎	1	1	-	58	-	-
	関節膿瘍	1	-	-	102	-	-
	脱臼	-	-	-	-	-	-
	筋炎	4	-	-	31	-	-
	筋変性	-	-	-	246	-	-
	筋膿瘍	23	-	-	1,054	-	-
	筋水腫	44	1	1	89	1	-
	膠様浸潤	-	-	-	-	-	-
	脂肪水腫	1	-	-	-	-	-
	筋肉内血液浸潤	177	-	5	943	-	-
	皮下膿瘍	7	-	-	989	1	-
	メラノーマ・皮膚	-	-	-	6	-	-
	耳血腫	-	-	-	23	-	-
	奇形	-	-	-	1	-	-
合計	265	5	6	3,733	2	0	
その他	抗酸菌症 ・下顎リンパ節	-	-	-	87	-	-
	・腸間膜リンパ節	-	-	-	704	-	-
	メラノーマ・リンパ節	-	-	-	1	-	-
	回虫症	-	-	-	54	-	-
	乳房炎	-	-	-	-	-	-
	放線菌症	2	-	-	-	-	-
	合計	2	0	0	846	0	0

## 4 精密検査業務の概要

精密検査の内容は、全部廃棄に関する検査、有害物質の残留検査、と畜場の衛生管理、TSE（伝達性海綿状脳症）スクリーニング検査、放射性物質スクリーニング検査などが中心であった。

### (1) 微生物学検査

搬入獣畜で生体検査、解体後検査時に敗血症や関節炎など細菌性疾病の疑いがあった 72 頭に対して、病原菌の分離、同定などの細菌培養検査を行った。同定結果を見ると、関節炎においては豚丹毒菌や *Streptococcus* 属菌などの菌種が検出されており、敗血症の豚においては *Streptococcus suis*、豚丹毒菌などが検出された。

衛生的処理の確認検査として、枝肉等の拭き取り検査を 176 頭に対して行った。詳細は、牛枝肉 36 頭、馬枝肉 14 頭、豚枝肉 70 頭、めん羊枝肉 6 頭、牛肝臓 36 頭、馬肝臓 14 頭を対象とし、一般生菌数、大腸菌群数及び大腸菌数、腸管出血性大腸菌 O157・O26・O111、糞便系大腸菌群、サルモネラ属菌について検査を行った。

### (2) 病理学検査

搬入獣畜で生体検査、解体後検査時に異常を認められた 33 頭に対して病理組織学的および血液学的検査を行った。検査結果の内訳は、リンパ腫等の腫瘍 27 頭、炎症 2 頭、変性・その他 4 頭であった。

また、搬入獣畜で解体後検査時に、全身的に感染が疑われた豚抗酸菌症 1 頭に対して病理組織学的検査を行った。こちらは全身性の感染は否定されたため、この豚の内臓等を一部廃棄処分とした。

### (3) 理化学検査

搬入獣畜で生体検査、解体後検査時に尿毒症の疑いがあった 6 頭及び黄疸の疑いがあった 9 頭の合計 15 頭について血液生化学的検査を行った。尿毒症の疑いがあったもののうち 2 頭を、尿毒症で全部廃棄処分とした。黄疸の疑いがあったもののうち 3 頭を、高度の黄疸で全部廃棄処分とした。

病畜搬入獣畜のうち、解体後検査に合格した 98 頭に対して残留抗菌性物質の検査を行った。その結果は、1 歳未満の牛 1 頭で抗菌性物質の残留が認められた。その他は合格であった。90 検体を食品衛生法に基づき収去し検査を行った。内訳は、牛 21 頭、豚 69 頭に対して、抗生物質、合成抗菌剤、寄生虫用剤及び神経系用剤 29 品目について、テトラサイクリン系分析法及び一斉分析法を実施した。その結果は全て定量限界未満であった。

#### (4) TSE（伝達性海綿状脳症）スクリーニング検査

管轄と畜場に搬入された牛のうち全身症状を呈しかつその原因が明らかでない牛 3 頭に対して、エライザ法によるスクリーニング検査を実施し、全て陰性であった。

#### (5) 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク（GFAP）の残留量検査

牛解体処理工程において脳・脊髄が適切に除去・洗浄されているか確認するために、中枢神経系組織の細胞マーカーであるグリア繊維性酸性タンパク（GFAP）の残留量測定を行った。

#### (6) 食肉（豚、馬、めん羊等）の放射性物質スクリーニング検査

食品衛生法の基準値を超える食肉の流通を未然に防ぎ、食の安全・安心を確保するために、食肉（豚、馬、めん羊等）の放射性物質スクリーニング検査を行った。

## 5 精密検査実施状況

### (1) 微生物学検査成績

検査項目			検査頭数	検査件数	同定件数
疾病名					
豚丹毒検査			60	60	13
敗血症	疣状性 心内膜炎	牛	0	0	0
		豚	12	48	12
合計			72	108	25

### (2) 病理学検査成績

#### ア 病理学検査

		腫瘍	炎症	抗酸菌症	変性・その他	合計
検査頭数	牛	21	1	-	4	26
	馬	1	-	-	-	1
	豚	5	1	1	-	7
	合計	27	2	1	4	34
検査 延件数	牛	205	2	-	13	220
	馬	2	-	-	-	2
	豚	36	4	7	-	47
	合計	243	6	7	13	269

#### イ 腫瘍の検出状況について

		腫瘍病名			合計
		リンパ腫 (白血病含む)	線維腫	その他	
検査頭数	牛	17	-	4	21
	馬	-	-	1	1
	豚	2	2	1	5
	合計	19	2	6	27
検査 延件数	牛	189	-	16	205
	馬	-	-	2	2
	豚	29	4	3	36
	合計	218	4	21	243

### (3) 理化学検査成績

#### ア 理化学検査

検査の種類	畜種	検査頭数	検査延件数	全部廃棄頭数
尿毒症	牛	4	8	1
	1歳未満の牛	0	0	0
	馬	0	0	0
	豚	2	5	1
	めん羊	0	0	0
黄疸	牛	8	16	3
	1歳未満の牛	0	0	0
	馬	0	0	0
	豚	1	2	0
	めん羊	0	0	0
合計		15	31	5

検査項目は、BUN（血液中尿素窒素）、AUN（眼房水中尿素窒素）、Cre（クレアチニン）、T-Bil（総ビリルビン）及びGGT（ガンマグルタミルトランスペプチターゼ）

#### イ 残留抗菌性物質検査（プレミテスト法）

畜種	項目	検査頭数	検査検体数	陽性検体数
				筋肉
牛		86	86	0
1歳未満の牛		9	9	1 ※
馬		1	1	0
豚		0	0	0
めん羊		2	2	0
合計		98	98	1

病畜搬入で、解体後検査に合格したものは全て検査を実施した。

※抗菌性物質の使用が認められ、休薬期間が満了していなかったため、任意廃棄処分となった。

ウ 収去検査

検査項目			牛	豚	合計	
			筋肉	筋肉		
抗生物質	テトラサイクリン系	オキシテトラサイクリン	21	69	90	
		クロルテトラサイクリン	21	69	90	
		テトラサイクリン	21	69	90	
		ドキシサイクリン	-	69	69	
合成抗菌剤	エンロフロキサシン		21	69	90	
	シプロフロキサシン		21	69	90	
	オキシリニック酸		21	69	90	
	オルメトプリム		21	69	90	
	サルファ剤	スルファジミジン		21	69	90
		スルファジメトキシ		21	69	90
		スルファドキシ		21	69	90
		スルファメトキサゾール		21	69	90
		スルファキノキサリン		21	69	90
		スルファメラジン		21	69	90
		スルファモノメトキシ		21	69	90
	ダノフロキサシン		21	69	90	
	チアンフェニコール		21	69	90	
	フロルフェニコール		21	69	90	
	フロルフェニコールアミン		21	69	90	
	トリメトプリム		21	69	90	
	ピリメタミン		21	69	90	
	ナリジクス酸		21	69	90	
寄生虫用剤	チアベンダゾール		21	69	90	
	5-ヒドロキシチアベンダゾール		21	69	90	
	フルベンダゾール		21	69	90	
	2-アミノフルベンダゾール		21	69	90	
神経系用剤	アザペロン		21	69	90	
	アザペロール		21	69	90	
	キシラジン		21	69	90	
合計			588	2,001	2,589	



(4) TSE(伝達性海綿状脳症)スクリーニング検査の実施状況

	検査頭数			検査結果		検査実施回数
	牛	めん羊	山羊	陽性	陰性	
4月	1	0	0	0	1	1
5月	0	0	0	0	0	0
6月	1	0	0	0	1	1
7月	0	0	0	0	0	0
8月	0	0	0	0	0	0
9月	0	0	0	0	0	0
10月	0	0	0	0	0	0
11月	1	0	0	0	1	1
12月	0	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	0	0
合計	3	0	0	0	3	3

検査担当者数：17名 検査体制：通年2名体制

※平成28年6月1日付け伝達性海綿状脳症検査実施要領の改正により、めん羊・山羊のエライザ法によるスクリーニング検査は0頭であった。

※平成29年4月1日付け伝達性海綿状脳症検査実施要領の改正により、健康牛のエライザ法によるスクリーニング検査は廃止された。

(5) 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク（GFAP）の残留量検査

検査頭数	ふき取り部位	検体数	残留度0	残留度1	残留度2	残留度3	残留度4
24	頸椎周囲	24	24	0	0	0	0
	外側腹部	24	24	0	0	0	0

(100cm<sup>2</sup>当たりのGFAP量) 3ng未満：残留度0、3ng以上6ng未満：残留度1、6ng以上9ng未満：残留度2、9ng以上12ng未満：残留度3、12ng以上：残留度4

(6) 食肉（豚、馬、めん羊等）の放射性物質スクリーニング検査

3,439検体（豚3,034件、馬374件、めん羊31件、山羊0件）を検査したが、基準値である100Bq/kgを超えたものはなかった。

### Ⅲ 衛生指導業務の概要

## 1 と畜場の衛生管理体制の整備

### (1) 衛生監視指導

食品衛生法に基づく郡山市食品衛生監視指導計画に準拠し、と畜場法に基づいて施設監視及び衛生指導を毎月実施した。

平成 30 年度は、と畜場の管理者が衛生管理マニュアルに基づき点検・確認・記録している文書の確認及び枝肉の取り扱いの確認を重点的に監視し、施設・機械器具等の汚染状況及び枝肉汚染の原因となる作業工程の検証を一般生菌、大腸菌群・大腸菌を指標とした細菌検査等により実施した。

これらの結果に基づく指導・助言を、毎月の監視結果の通知文書や定期的な衛生教育を通じて実施した。

### (2) 食肉等輸送車の衛生指導

食肉等輸送車について、車両の構造・食肉等の衛生的な取扱い状況・取扱者の衛生確保状況を点検し、指導した。また、食肉等輸送車の冷蔵施設について、汚染状況の調査のため、微生物学的検査を実施した。車両運転手に対してはパンフレットの配布を行い、食肉等搬出業者にこれら衛生管理の監視指導内容を通知し、食肉流通上の安全確保を図った。

実施日：平成 30 年 5 月 28 日（月）、29 日（火）、30 日（水）

対 象：(株)福島県食肉流通センターに出入りする食肉等輸送車 32 台

### (3) 外部検査機関による衛生管理の指導及び協力

管轄と畜場である(株)福島県食肉流通センターに対し、外部検査機関によるふきとり検査等を指導した。

#### 外部検査機関による検査数

	牛枝肉	豚枝肉	牛肉	豚肉	合計（検体数）
O157	12	12	11	12	47

	豚肉
一般生菌数	12
大腸菌群（定性）	12
黄色ブドウ球菌	12
サルモネラ属菌	12

※ 枝肉：枝肉ふきとり検体  
肉：枝肉ホモジナイズ検体

#### (4) 枝肉等の衛生検査

安全で衛生的な食肉を供給するために、牛・馬・豚・めん羊の枝肉、牛・馬の肝臓について、一般生菌、大腸菌群、大腸菌、腸管出血性大腸菌 O157、O26、O111、糞便系大腸菌群及びサルモネラ属菌を定期的に検査し、と畜場の自主衛生管理システムを確認した。また、これらの成績を活用して、定期的に衛生対策打ち合わせ及び衛生教育講習を実施した。

検査対象		菌種別検査頭数（検体数）						合計
		一般生菌	大腸菌群	大腸菌	O157 O26 O111	糞便系大腸菌群	サルモネラ属菌	
牛	枝肉	36(72)	36(72)	36(72)	36(72)	-	-	144(288)
	肝臓	36(36)	36(36)	36(36)	-	-	36(36)	144(144)
馬	枝肉	14(28)	14(28)	14(28)	-	14(28)	14(28)	70(140)
	肝臓	14(14)	14(14)	14(14)	-	14(14)	14(14)	70(70)
豚	枝肉	70(140)	70(140)	70(140)	-	-	-	210(420)
めん羊	枝肉	6(12)	6(12)	6(12)	6(12)	-	-	24(48)
山羊	枝肉	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	-	-	0(0)
合計		176(302)	176(302)	176(302)	42(84)	28(42)	64(78)	662(1,110)

## 2 と畜場の従事者への衛生教育

と畜処理及び食肉処理等従事者の衛生意識を高めるために、下記のとおり衛生講習会を実施した。

### 第1回目

実施日：平成30年6月22日（金）

対象者：株式会社福島県食肉流通センター業務部職員41名

内 容：食中毒について

### 第2回目

実施日：平成30年8月24日（金）

対象者：株式会社福島県食肉流通センター業務部職員40名

内 容：食品衛生の三原則

### 第3回目

実施日：平成30年10月26日（金）

対象者：株式会社福島県食肉流通センター業務部職員45名

内 容：と畜場法について

### 第4回目

実施日：平成31年2月22日（金）

対象者：株式会社福島県食肉流通センター業務部職員37名

内 容：HACCPについて

## 3 情報還元事業

安全で衛生的な食肉を生産する目的で、と畜検査結果を出荷者団体に対し文書で通知して情報の還元に努めた。

## 4 普及活動

食肉の安全性について関心が高まる中で、食肉の検査について正しい知識と理解を深めるために、普及活動を行なった。

「保健・福祉フェスティバル郡山 2018」において、と畜検査に関するパネル掲示及びリーフレット配布等を行い、と畜検査等についての知識と理解の普及に努めた。

また例年、各方面から実務研修、視察、見学等を受け入れているが、平成30年度は看護学生、獣医学生及び医学生の現場見学を受け入れた。

## IV 食鳥処理事業の概要

## 1 認定小規模食鳥処理場の確認状況

食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号）第 3 条の規定により、平成 26 年 7 月に認定小規模食鳥処理場が許可された。

### （1）月別食鳥処理羽数等

	食鳥の種類	食鳥処理羽数	基準適合羽数	基準不適合羽数
4月	成鶏	177	121	56
5月	成鶏	202	130	72
6月	成鶏	216	173	43
7月	成鶏	137	125	12
8月	成鶏	100	78	22
9月	成鶏	163	146	17
10月	成鶏	52	41	11
11月	成鶏	216	179	37
12月	成鶏	168	136	32
1月	成鶏	152	136	16
2月	成鶏	134	121	13
3月	成鶏	42	40	2
合計		1,759	1,426	333

### （2）認定小規模食鳥処理場の監視指導状況

食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、施設監視及び衛生指導を実施するとともに、施設・機械器具等の細菌検査を実施し、食鳥肉の安全と衛生確保に努めた。また、HACCP を用いた衛生管理導入のための指導助言を行った。

# V 調査研究事業



## 1 研修・会議等への参加状況

月日	研修・会議名	人数	開催地
7月20日	平成30年度北海道・東北獣疫衛生担当者会議	1	福島県福島市
7月18～19日	平成30年度全国食肉衛生検査所長会議及び第54回全国食肉衛生検査所協議会全国大会	1	新潟県新潟市
10月18～19日	全国食肉衛生検査所協議会第29回北海道・東北ブロック大会(HACCP研修含む)	2	秋田県秋田市
11月15～16日	全国食肉衛生検査所協議会病理部会第75回病理研修会	1	神奈川県相模原市
1月21～23日	平成30年度食肉及び食鳥肉衛生技術研修・研究発表会	2	東京都中央区

## 2 調査研究発表状況

月日	発表演題及び発表者	学会名
10月18～19日	○プレミテストによる残留抗菌性物質検査 伊名田 健二	全国食肉衛生検査所協議会第29回北海道・東北ブロック大会(HACCP研修含む)

## プレミテストによる残留抗菌性物質検査

郡山市食肉衛生検査所      ○伊名田健二、二瓶暢子

### はじめに

家畜の疾病予防及び治療を目的とした抗菌性物質の使用について見直しが行われているが、未だ多数使用されている現状にある。当所での病畜に対する残留抗菌性物質検査は、簡易検査法（平成6年7月1日付け衛乳第107号通知）を直接法により行っていたが、培地の作製が煩雑で培養時間は18時間と長く感度も低いため、迅速で高感度の検査法である「プレミテスト」に変更したところである。

そこで今回、プレミテストの改良に加え、抗菌性物質の検出限界及び病畜の抗菌性物質残留事例を調査したので報告する。

### 材料及び方法

#### 1 プレミテスト

(1) 製造元：DSM Premi Test B.V.、輸入元：アヅマックス株式会社

(2) 改良法

牛または豚の筋肉（縦隔膜）約100g（取扱説明書[以下「取説」]：約2cm<sup>3</sup>）を小さく切り取り、ビニール袋に入れる。−80℃で30分凍結し、60℃温浴で30分解凍する（取説：凍結解凍の温度時間指定なし）。ビニール袋を手で圧縮し、肉汁を採取し、脂肪層除去後3500rpm10分10℃で遠心分離する。脂肪層除去後、水層のみを再度遠心分離する。脂肪層除去後（取説：記載なし）、プレミテスト培地に水層を100μl滴下し、室温（豚は30℃）で20分前培養する。蒸留水で2回洗浄後、シールでカバーし、64℃3.5時間（取説：約3時間）培養する。判定：黄色は陰性、紫色は陽性。なお、下線部分は改良箇所である。

(3) 抗菌性物質の検出限界

病畜に対する使用頻度が高い抗菌性物質を中心に24種の検出限界を測定し、簡易検査法の検出限界及び残留基準値と比較した。抗菌性物質は蒸留水またはメタノールで希釈して1000ppmの標準原液を作製し、上記1（2）の2回遠心後の水層で適宜希釈した。

#### 2 病畜の抗菌性物質残留事例

平成27年4月から平成30年3月まで、当所が所管すると畜場に搬入され、と畜検査合格であった病畜に対してプレミテストによる残留抗菌性物質検査を行い、残留が確認された事例について調査した。

## 成 績

### 1 プレミテスト

#### (1) 改良法

筋肉量を増加し凍結解凍したこと、肉汁を低温で遠心分離前後に脂肪層除去したこと、64℃培養時間を3.5時間に設定したことにより、偽陽性発生を防止することが可能となった。豚筋肉の20分前培養温度を30℃に変更した結果、肉汁の凝固を防止し洗浄を行うことが可能となった。

#### (2) 抗菌性物質の検出限界

病畜に対する使用頻度が高い抗菌性物質を中心に24種の検出限界を測定した結果、殆どの薬剤において残留基準値付近の濃度を検出することが可能であり、簡易検査法より感度が高いことが確認された〔1, 2〕(表1)。

表1 抗菌性物質の検出限界

単位：ppm

系統	薬剤名	プレミテスト	簡易検査法	基準値
ペニシリン系	ベンジルペニシリン	0.01	0.39	0.05
	アンピシリン	0.03	0.2	牛0.03 豚0.06
	クロキサシリン	0.1	12.5	牛0.04 豚0.3
テトラサイクリン系	オキシテトラサイクリン	0.2	0.78	和として0.2
	クロルテトラサイクリン	0.2	0.1	
	テトラサイクリン	0.2	1.56	
	ドキシサイクリン	牛0.2 豚0.1	0.2	牛不検出 豚0.05
セフェム系	セファゾリン	0.05	2.5	牛0.05 豚不検出
マクロライド系	タイロシン	0.1	3.13	0.1
	チルミコシン	0.1	5	0.1
アミノグリコシド系	カナマイシン	牛5 豚2	12.5	牛0.04 豚0.1
ペプチド系	バシトラシン	0.5	3.13	0.5
	コリスチン	牛5 豚2	>10	0.15
サルファ剤	スルファジミジン	牛0.5 豚0.1	10	0.1
	スルファメキサゾール	0.1	25	牛不検出 豚0.02
	スルファモノメキシシ	0.05	25	牛0.01 豚0.02
	スルファジメキシシ	0.5	25	牛0.05 豚0.2
	スルファキノキサリン	0.05	>50	牛0.1 豚不検出
サルファ剤増強剤	トリメトプリム	0.5	5	牛0.05 豚0.1
キノロン系	エンロフロキサシン	牛5 豚1	0.5	和として0.05
	シプロフロキサシン	1	—	
フェニコール系	チアンフェニコール	2	50	0.02
	フロルフェニコール	2	25	和として0.3
	フロルフェニコールアミン	>10	—	

### 2 病畜の抗菌性物質残留事例

3つの残留事例が確認された。1例目、起立不能の子牛に対し、と畜2週間前にチルミコシンを投与したこと、2例目、白内障の子牛に対し、と畜前日までコリスチン及びバシトラシン含有の代用乳を給与したこと、3例目、起立不能の豚に対し、と畜10日前にベンジルペニシリン及びカナマイシン含有の飼料を給与したことが確認された。

3例とも、生産者が該当畜に対し抗菌性物質を使用後、休薬期間内にと畜場に搬入し、プレミテスト陽性により自主廃棄の措置となった。

## 考 察

プレミテスト改良法について、牛筋肉及び豚筋肉に多く含まれているオレイン酸等の脂肪酸が、プレミテスト培地に含まれているバチルス菌の発育を阻害することで〔3〕、偽陽性が発生すると推察されたため脂肪層を除去した。肉汁を低温で遠心分離すると脂肪層が凝固するため除去することが容易である。肉汁を多量に採取するため、筋肉量を増加し凍結解凍した。肉汁量が少ない場合、遠心分離後、水層に脂肪層が混入する。感度を良好に保持し、かつ偽陽性発生を防止するため、64℃培養時間を3.5時間に設定した。豚筋肉に含まれている膠原線維が室温で凝固すると洗浄不可能であるため、豚筋肉の20分前培養温度を30℃に変更した。

病畜に対する使用頻度が高い抗菌性物質を中心に24種の検出限界を測定した結果、殆どの薬剤において残留基準値付近の濃度を検出することが可能であり、簡易検査法より感度が高いことが確認された。したがって、基準値以下の残留で陽性、基準値超の残留で陰性となる可能性が低いと思われる。

抗菌性物質残留事例3例について、出荷団体に休薬期間厳守の指導を行ったが、その後、3例中1例の生産者が休薬期間内にと畜場に子牛を搬入した事例が確認された。と畜前に生産者へ抗菌性物質使用状況を聴取した結果、と畜前日までコリスチン含有の代用乳を給与したことが確認されたため持ち帰りとなり、再度、休薬期間厳守の指導を行った。市販の代用乳は抗菌性物質が配合されているため〔4〕、と畜直前は母乳等の抗菌性物質が配合されていない飼料を給与する必要がある。また、3例とも検査申請書において抗菌性物質使用状況を確認することが不可能であった。起立不能等の廃用家畜について、予定より出荷を早める傾向があるため、子牛や豚等、抗菌性物質使用の可能性が高いものについては、抗菌性物質使用状況を検査申請書等に確実に記入させ確認することが重要である。

今後も病畜に対し迅速で高感度のプレミテストを行い、陽性の場合はLC/MS/MSによる定量検査を実施し食品衛生法に基づく措置をとり、安心安全な食肉の流通に貢献したい。

## 引用文献

- [1] 木村雅子, 大森恵梨子, 松本浩明, 佐々木弘郁, 千田圭, 佐藤通子, 大森明: プレミテストによる残留抗菌性物質の簡易検査法の検討, 獣医畜産新報, 64(2), 127-132 (2011)
- [2] 神保勝彦: 畜水産食品中の残留抗菌性物質の微生物学的検査法, 食衛誌, 40(2), J195-202(1999)
- [3] 芝崎勲: 脂肪酸およびそのエステル抗菌作用, 醸酵工学, 57(3), 164-176 (1979)
- [4] 亀上知世子, 牛田一成: 畜産領域におけるプロバイオティクスの現状と問題点, 腸内細菌学雑誌, 28(4), 147-154 (2014)

## 平成30年度事業概要

編集発行 郡山市食肉衛生検査所

〒963-8071

福島県郡山市富久山町久保田字古坦95-2

TEL: 024-943-5022

FAX: 024-943-3737

E-mail: [shokuniku@city.koriyama.lg.jp](mailto:shokuniku@city.koriyama.lg.jp)

<http://www.city.koriyama.lg.jp/>